

第 4 期 中期計画 (H30～34)

[平成 30 年 3 月 30 日 文部科学大臣認可]

主なポイント

全般

- スポーツ基本法、第 2 期スポーツ基本計画、第 2 次学校安全の推進に関する計画等に基づき業務を実施
- 評価を効率的に行えるよう、第 3 期中期計画と比較して文章を縮減
- 取組に関する時間軸（期限）をできるだけ明示（例：平成〇年度末までに）

中期目標達成のための具体的な取組

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

- 新国立競技場の 2020 年東京大会後の運営管理について、2019 年央を目途に、民間事業化の事業スキーム案を作成し、ワーキングチームに報告（I-1(3)）
- 秩父宮スポーツ博物館・図書館の在り方、国立登山研修所の今後の機能や役割の見直し（I-1(5)）
- オリンピック・パラリンピック等における我が国のトップアスリートの成績及び当該成績に寄与・貢献するため、ハイパフォーマンスセンターの機能の整備・充実を図るなどにより国際競技力向上のための研究・支援等に取り組む（I-2）
- スポーツ振興くじ助成金について、地域スポーツの振興における役割が極めて大きいことを踏まえ、くじの売上拡大に取り組む（I-3）
- ドーピング防止活動の推進、スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の情報収集及びモニタリング活動等を通じて、クリーンでフェアなスポーツの推進を図る（I-4）
- 災害共済給付について、給付事務を着実に実施するとともに、子ども子育て支援新制度開始以後に災害共済給付の加入対象となった教育・保育施設の加入率を増加させる（I-5(2)）

- 災害共済給付から得られた事故等のデータを整理・分析し、作成した資料をホームページや情報誌等で提供するとともに、学校現場での事故防止のための対策に活用されることを促進するための取組を実施（Ⅰ-5(4)）
- 国内外の関係機関とのネットワークや海外拠点を活用し、スポーツ参加促進等の最新の取組や動向について情報収集し、分析した上で、スポーツ庁等に提供（Ⅰ-6）

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

- 一般管理費及び事業費の合計及び人件費について、中期目標期間の最終年度において、それぞれ平成 29 年度比 5%以上の削減を目指す。（Ⅱ-総論）
- 運営点検会議を毎年度 3 回開催し、点検結果を業務運営及び組織の見直しに活用（Ⅱ-(4)）
- 全ての内部規程や業務マニュアルについて、平成 32 年度末までに内容を見直し（Ⅱ-(9)）

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置

- 自己収入について、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均に比べ 3%以上の増加を目指す（Ⅲ-2 総論）
- インターネットを通じた新たな寄付金の獲得方策について取り組む（Ⅲ-2(2)）
- ネーミングライツの導入が行われていない施設への導入可能性について、平成 31 年度までに結論を出す（Ⅲ-2(3)）

Ⅷ. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

- 新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画」に基づき、着実に推進（Ⅷ-1(1)）
- 内部統制の強化に関する 5 年間を見据えたアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、内部統制を推進（Ⅷ-2(4)）
- 平成 30 年度中に中長期的視野に立った人員計画を作成し、それに基づいた人員配置を行う（Ⅷ-3(1)）
- 情報セキュリティについて、関係規程を適時適切に見直すとともに、役職員の理解を促進するための手引書の作成や研修の実施により、情報セキュリティレベルを高める（Ⅷ-4(1)）